

- 福島第一原子力発電所では、中長期ロードマップの目標工程である「2028年度内までに、水処理二次廃棄物および再利用・再使用対象を除く全ての固体廃棄物の屋外での保管の解消」を達成するため、当面10年程度の固体廃棄物の発生量予測を踏まえ、遮へい・飛散抑制機能を備えた設備を導入し、継続的なモニタリングにより適正に保管していくこととしています。
- 固体廃棄物貯蔵庫第10棟(以下、第10棟)は、作業員・公衆被ばくの低減および廃炉・汚染水対策の安全確保を目的に、廃炉作業で発生した瓦礫類(減容処理設備で減容処理した金属およびコンクリート含む)が収納されたコンテナを多段積みし、屋内保管する施設です。また、A・B・Cの3棟を設置します。
- 第10棟は、2023年2月21日に実施計画の変更申請が認可され、A棟は2024年7月24日に使用前検査の終了証を受領し、8月23日から運用を開始しています。また、B棟は2024年10月15日に使用前検査の終了証を受領し、10月29日から運用を開始しています。

<以上、2023年3月28日,2024年7月25日,8月22日,10月29日までにお知らせ済み>

- C棟は、2023年10月25日から設置工事(基礎工事)を開始し、使用前検査終了証を受領(2025年4月25日付)後、第10棟(全体)が竣工しました。
- 本日(5月15日)、放射線管理区域の設定が完了し、運用を開始しました。
- 今後、コンテナを定置するためのベースフレームの設置作業等を行ったうえでコンテナを屋内保管していく予定です。引き続き、安全を最優先に慎重に作業を進めてまいります。



図1.固体廃棄物貯蔵庫 10-C棟の外観
 (2025年5月9日撮影)



図2.固体廃棄物貯蔵庫 10-C棟の内装
 (2025年4月7日撮影)

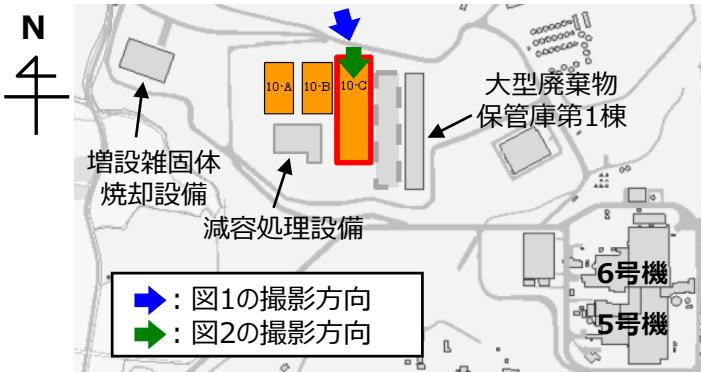


図3.固体廃棄物貯蔵庫 第10棟の配置
 (左からA・B・C棟)

表1.固体廃棄物貯蔵庫 第10棟の大きさと保管量

	A棟	B棟	C棟
東西方向×南北方向×高さ (m)	約50×約90×約20		約50×約180×約20
保管量 (m ³)	約2万		約4万

第10棟における瓦礫類の保管方法

■10ft、20ftのハーフハイトコンテナを9段積みで保管。

- 一番下にベースフレームを設置し、その上に同じ大きさのコンテナを積み上げる。9段目コンテナの上に遮へい蓋を設置。
- 上記のステップで、建屋の奥(南面)から1列（10ftコンテナ換算で横(東西方向)12基×9段）ずつ構築。

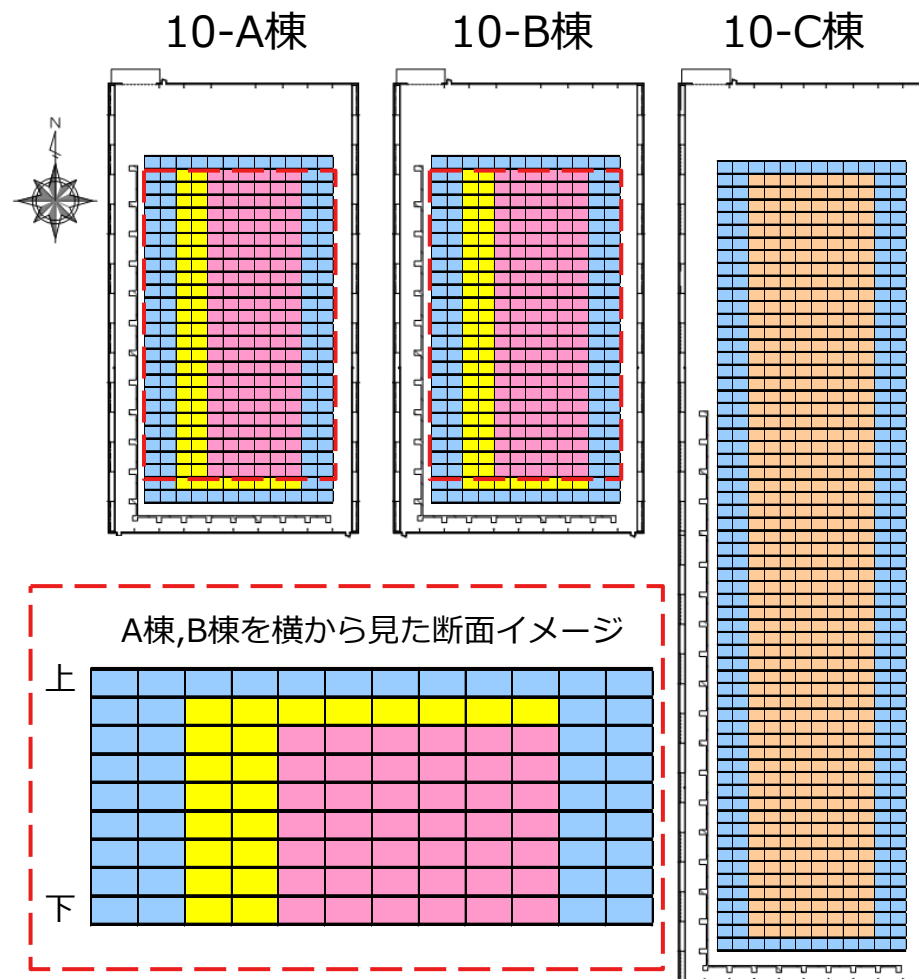
■一時保管する瓦礫類の表面線量率は下記の通り。

- 10-A棟、10-B棟：1mSv/h以下。
(将来的には20μSv/h以下)
- 10-C棟：20μSv/h以下。

■コンテナによる遮へい効果を活用できるように、表面線量率の低いコンテナを外側に、表面線量率の高いコンテナを内側に配置。

■敷地境界に最も近い南西側にL字型で遮へい壁を設置。

上から見た1段目の断面イメージ



凡例	コンテナ表面線量率			
	<10μSv/h	<20μSv/h	<100μSv/h	<1mSv/h

【参考】 一時的な運用と将来的な運用

■ 固体廃棄物貯蔵庫の運用

- ・ 固体廃棄物貯蔵庫第10棟は耐震Cクラスとして設置するが、屋外一時保管のリスク低減から一時的に耐震B+相当の廃棄物を保管する運用とする。
- ・ 固体廃棄物貯蔵庫第11棟以降に耐震B+クラス相当の廃棄物を移送し、将来的にはCクラス相当の廃棄物を保管する。

▼10棟運用開始

▼10棟受入線量の上限を
Cクラス相当として再度運用開始

▼新設の固体廃棄物貯蔵庫
運用開始(2030年度)

時間の流れ

